

中小企業振興会議の開催概要（案）について

1 稲沢市中小企業振興会議（以下「振興会議」）に係る規定等

- (1) 目的 中小企業を振興し、地域経済の持続的な発展を推進する（条例第13条第1項）
- (2) 運営 ①中小企業者、中小企業団体の意見を聴取する。
②中小企業の振興に関し、計画、施策その他必要な事項を協議する。
③上記に関し市長に意見を述べる。（以上条例第13条第2項）
④詳細は別に定める（条例第13条第3項、要綱等による規定を想定）
- (3) 予算 令和5年度当初予算において、1,000者を上限とする調査予算を計上
（条例による会議が設置される場合、報酬が予算計上されるケースが多い。）

2 振興会議での協議が想定される事項

- (1) 中小企業の現状を把握するための調査内容（目的、対象、時期、質問項目等の決定）
- (2) 中小企業振興策に関する情報収集（国・愛知県・稲沢市の施策、先進地の施策等）
- (3) 中小企業振興策に関する効果検証（市支援策等の実績、効果測定手法の検討、検証）
- (4) 新たな中小企業振興策の企画検討
- (5) 中小企業振興ビジョン・産業振興計画等の策定
- (6) 中小企業団体との役割分担
- (7) 中小企業振興会議をサポートする会議体の設置
- (8) 中小企業振興基本条例の改正

3 振興会議の構成員（案）

検討会議委員、学識者、中小企業団体役員・事務局長等、公募委員、経済環境部長ほか
合計10～20名程度

4 振興会議の実施日程（案）

令和5年

- 10月中旬 委員選任、第1回振興会議案内
- 11月中旬 第1回条例振興会議開催
中小企業調査の実施内容について、令和5年度中小企業支援策の現状、
以降の振興会議における検討議題等について

令和6年

- 2月下旬 令和6年度当初予算議会上程
- 3月中旬 令和5年度決算見込報告、令和6年度の中小企業支援策について
（その後は、年2回：9月・3月に会議を開催）